

令和2年度

事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

社会福祉法人 青い鳥

目 次

はじめに	1
経営企画本部	2
小児療育相談センター 診療相談部	5
小児療育相談センター 小児眼科部	7
小児療育相談センター 検診事業部	9
子育て事業部	10
横浜市東部地域療育センター	12
横浜市中部地域療育センター	15
横浜市南部地域療育センター	18
川崎西部地域療育センター	21
横須賀市療育相談センター	24
横浜市港南区生活支援センター	27
川崎市発達相談支援センター	29
川崎市発達障害地域活動支援センター	32
横浜東部就労支援センター	34
川崎南部就労援助センター	36

目 次

はじめに	1
経営企画本部	2
小児療育相談センター 診療相談部	5
小児療育相談センター 小児眼科部	7
小児療育相談センター 検診事業部	9
子育て事業部	10
横浜市東部地域療育センター	12
横浜市中部地域療育センター	15
横浜市南部地域療育センター	18
川崎西部地域療育センター	21
横須賀市療育相談センター	24
横浜市港南区生活支援センター	27
川崎市発達相談支援センター	29
川崎市発達障害地域活動支援センター	32
横浜東部就労支援センター	34
川崎南部就労援助センター	36

はじめに

今年度は第一期中期経営計画の2年目の年となる。初年度の状況を振り返り、課題を踏まえて目標を立て、着実な進捗を図っていく。

青い鳥の中核的事業である地域療育センターでは、申し込み直後からの保護者支援や保育所等訪問支援事業など、状況の変化と地域の状況に応じた事業展開を図ってきた。

今年度は横浜市、川崎市において、その在り方について検討がなされるため、法人としてもその検討に参画をして、多くの障害児や保護者にとってより良い支援の受けられる、新たな療育センター像を確立していきたい。

検診事業部では、横浜市における検診年齢の4歳から3歳への引き下げに伴い、今年度前半も引き続き両年齢への対応をしていく。

港南区生活支援センターは指定管理の更新時期にあたるため、これまでの実績についてアピールするとともに、今後の重点的な事業として位置づけられる相談支援とアウトリーチの一層の充実を図っていく必要がある。

その他も含め、ほとんどの部・施設において、対象者の増加や支援機関の多様化に対応して、その専門性を生かした地域支援機能の強化が求められており、その方向で事業を充実させていく。

これらの事業のための人材の確保・育成は法人全体の大きな課題であり、今年度も取組みを進めていく。

また経営基盤強化に向け、各部・施設が事業実施に伴う収支管理を行うとともに、財源確保について自治体への働きかけを強めていく。

以上のように、「第一期中期経営計画」にもとづき、事業を実施するとともに、将来にわたっても法人としての責務が果たせるよう取組みを進め、法人の理念とビジョンの実現を目指していく。

経営企画本部

【本部目標】

① 経営の安定とサービスの質の向上

- ・各拠点の事業の進捗状況の把握や解決のための支援などを通じて第一期中期経営計画及び財務計画の進行管理を行う。
- ・横浜市及び川崎市の行う地域療育センターのあり方検討に参画し、新たな地域療育センター像を確立する。

② トータルな人材マネジメント

- ・人事考課制度の安定的運用を図り、課題や改善点を整理し修正する。
- ・厳しい雇用環境の中、青い鳥セミナー他あらゆるツールを用いて法人の魅力を外部に発信しながら人材確保に努める。
- ・経営企画本部及び1施設で障害者雇用を実施するとともに、他の施設においても職場実習の受け入れを進める。
- ・働きやすい職場環境となるよう、ハラスメント防止対策等を進める。

③ 公益的取組の推進

- ・発達障害についての社会の理解や啓発を広げることを目的に第5回発達障害者支援フォーラムを企画・実施する。

④ 組織統治（ガバナンス）の確立

- ・大規模災害等緊急時の対応に向け、小児療育相談センター災害対応マニュアル・事業継続計画の策定に着手するとともに、法人内の緊急時連絡システムの整備や、各拠点における対応策確立のための支援・調整をすすめる。
- ・組織統治(ガバナンス)の強化や内部統制の推進、適切な情報公開の推進を図る。

⑤ 経営基盤の強化

- ・各拠点の管理部門と連携し、本部共通経費配賦ルール作りや事務処理の適正化をすすめ、コストマネジメントを強化するとともに、事業運営財源の確保に向け自治体への働きかけや自主財源増収を一層すすめる。
- ・寄附金募集推進のため、他法人の情報を収集し、青い鳥が取りうる方策を検討する。

【事業計画】

1. 経営の安定とサービスの質の向上

- ・各拠点の事業の進捗状況の把握や課題解決のための支援などを通じて第一期中期経営計画及び財務計画の進行管理を行う。
- ・横浜市及び川崎市の行う地域療育センターのあり方検討に参画し、新たな地域療育センター像を確立する。

2. トータルな人材マネジメント

(1) 常勤職員採用方法の検討

- ・厳しい求人難に対応するため、青い鳥セミナーやインターネット求人情報サイト、福祉人材センター就職フェアなどを活用した広報に努め、人材確保を図る。昨年から実施した福祉系大学就職課などへの訪問を継続し、訪問養成校を増やすなどパイプを広げる。
- ・各施設において実習生の受け入れを積極的に進める。

(2) 障害者雇用の促進

経営企画本部や1施設において障害者雇用が実施できるよう進めるとともに、他の施設においても職場実習の受け入れを進める。

(3) 定期人事異動制度の確立

次代を担う人材の育成や組織活性化のため、若手職員や長期間異動のない職員の異動を積極的に進める。

(4) 階層別研修の徹底

職員全体研修、新採用職員研修、中堅職員研修、主任研修、管理職研修、実務研修などを持続的に実施するとともに、昨年度から実施した専任職研修の定着化を図る。

(5) 人事考課制度の安定的運用

人事考課制度の安定的運用を図りながら、課題や改善点を整理し修正する。管理職を対象の考課者研修（考課前、考課後）を実施する。専任職昇格選考について周知や勧奨方法を検討し受験者数を10%程度増加させる。

(6) 働き方改革関連法への対応

年次有給休暇の確実な取得・同一労働同一賃金への対応などを計画的に進め、新たな課題について引き続き検討を行う。

(7) 職員の安全と健康の確保

働きやすい職場環境となるよう、ハラスメント防止対策等を進める。

(8) 女性活躍推進法行動計画の推進

行動計画に基づき超勤時間の縮減等計画的に進める。

3. 公益的取組の推進

(1) 社会福祉法人の責務の実践

社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえ、ガバナンス強化や地域社会に貢献する取組を推進する。

(2) 第5回発達障害者支援フォーラムの企画

発達障害について社会の理解が進むよう、市民を対象とした講演会をR3年2月6日に開催する。

(3) 法人モデル事業

H30年度に選定した法人モデル事業の検証を行うとともに、次期モデル事業を選定する。

4. 組織統治（ガバナンス）の確立

(1) 理事会、経営会議、法人運営会議等の適切な開催・運営

- ・法人が直面する重要課題・経営課題につき適切に協議・検討する。
- ・評議員任期満了(R3年6月)に伴う次期評議員選任に向け準備をすすめる。
- ・国のルールに従い経営情報を開示する。
- ・会計士監査を実施する。

(2) 防災体制の整備

大規模災害等緊急時の初動体制や対策本部の設置など、小児療育相談センターの対応規定・マニュアルを整備するとともに、法人内の緊急時連絡システムの整備や、各拠点における対応策確立のための支援・調整をすすめる。

(3) 情報発信の促進

経営情報等の発信に努め、職員が一丸となる組織風土づくりをすすめる。

(4) IT化の推進

- ・法人ホームページの安定的な運用と職員インタビュー等のコンテンツの追加により、広報・啓発を充実させる。
- ・情報共有に関連したアプリケーションの導入による会議時間削減など、ITシステムを活用した業務改善について検討する。
- ・労働時間の適切な把握や業務効率化ができるよう勤怠管理システムを導入する。

(5) 情報セキュリティの推進

法人の情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティ基本方針及び規程類の整備を進め、情報セキュリティ管理体制の構築を行う。

5. 経営基盤の強化

(1) 健全で安定した財政基盤の確立

- ・管理会計と財務分析により法人経営に資するデータを共有することを推進するとともに、予実管理の徹底や増収と経費節減を図り、黒字化を進める。
- ・各事業を展開するうえでの必要な財源確保につき関係自治体へ要求を強める。

(2) 寄附金募集の推進

寄附金募集推進策のため、他法人の状況を情報収集し、青い鳥として取りうる方策の検討をすすめる。

(3) 小児療育相談センターの在り方検討

- ・小児療育相談センター建物・設備の老朽化について、敷地所有者である神奈川県土地譲渡又は継続的な賃貸における意向を見極めながら、改修工事による建物長寿命化を選択肢の一つとして対応策を検討する。
- ・小児療育相談センター事業を将来にわたり継続するため、諸課題の検討を行う。

小児療育相談センター 診療相談部

【事業部目標】

① 公正で丁寧な相談対応

思春期・青年期の発達障害等の充実した診療相談を行い、家族関係・学校生活、仕事・地域での暮らし等に視点をあてた支援を行う。

「横浜市学齢後期障害児支援事業」受託事業所として、実施要綱に基づいた業務を実施する。

医師体制を整備し、専門職との連携による支援内容充実に着手する。

② すみやかな診療対応

ここ4～5年来のニーズ急増により待機期間が長期化しているが、医師の体制整備と専門職による支援により、できるだけ速やかに診療（初診・再診）・相談に入れるよう努力する。

③ 人材の育成

OJTや内部研修に加え、地域他機関との交流や見学、各職種の学会等の外部研修へ参加し利用者サービスの向上につなげる。

④ 経営基盤の強化

医師体制整備による安定した診療を目指すとともに、4月に診療報酬の改定がある中で動向に目を配り、最大限の適正な申請を実施する。

⑤ 発達障害児者対応充実に向けた情報発信

横浜市こども青少年局や教育委員会と協議のもと、校長会や特別支援コーディネーター等、校内支援の主軸となる教員の研修を実施する。

日々の実践や内部研修等の成果を活かし、当センターならではの研修内容を検討・実施する。

【事業計画】

1. 診療相談事業

R2年度についても、横浜市を中心とし、発達障害児・者、知的障害児・者の「学齢期、青年期、成人までのライフステージを通して、発達、家族関係、学校生活、仕事、地域での暮らし等に焦点をあてた医療と福祉、教育が重層的な連携を発揮した支援」を行う。

(1) 職員体制 医師(児童精神科・神経小児科・小児科)、精神保健福祉士、社会福祉士、看護師、臨床心理士、事務員等の常勤、非常勤 計34人

(2) 主な業務内容

- ・医学的診断と治療（精神療法、薬物療法等）、および相談指導
- ・家族支援、地域生活支援、福祉制度利用、関係機関連携等の相談・支援
- ・発達評価、療育相談、カウンセリング等の心理相談
- ・学齢後期のグループ活動
- ・保護者勉強会

(3) 事業計画

内 容	事業計画	備 考
継続患者	2,125 人	・地域別（横浜市 1,488 人、川崎市 212 人、 県域 340 人、県外 85 人） ・年齢層別（就学前 42 人、小学生 213 人、 中高生 935 人、青年 230 人、成人 705 人）
新規患者	450 人	・就学前 20 人（主に横浜市外） ・小学校高学年、中高生など 400 人（横浜市：90%）、その他
心理相談	440 人	・新規相談 140 人 ・継続相談 300 人 （延べ相談件数 1,600 人）
関係機関 連携	150 件	・学校訪問等、療育機関、医療機関等
通院集団 精神療法	20 人	・5 回実施（年度後半 1 回実施、主に学齢後期対象）
保護者 勉強会	195 人	・講演会・体験型勉強会 7 回

2. 横浜市学齢後期障害児支援事業（横浜市委託事業）

「横浜市学齢後期障害児支援事業」における、概ね中学校期以降(思春期)の支援施策として、障害児とその家族を対象に、不適応・自傷他害・ひきこもり等をはじめとする課題の解決に向け以下の具体的な診療・相談・支援や関係機関連携支援を実施する。

なお、4ヶ所目の事業所は計画が延期されているが、学齢後期年齢の発達障害児の診断や相談ができる専門機関が圧倒的に不足している。利用人数の増加により年々待機が長期化していることから、引き続き市所管課と折衝し動向を注視していく。

(1) 主な取組内容

- ① センターにおける診療と相談
- ② 家族を対象とした勉強会等の実施
- ③ 学校等関係機関との連絡調整、関係機関支援
- ④ 相談後の処遇の場の提供および研修会等

(2) 診療相談

- ・支援生徒数：中学生、高校生等 約 990 人（延べ 4,500 人）

(3) 関係機関連携支援等

発達障害児の本人支援・家族支援をより効果あるものにするために学校、方面別教育事務所、児童相談所等の関係機関との連携支援を積極的に推し進める。

- ・支援生徒数：約 55 人 ・連携支援件数：約 125 件

3. 横浜市重度障害児・者対応専門医療機関補助事業

在宅障害児療育相談、児童精神科診療に関わる看護師、臨床心理士、ソーシャルワーカーおよび小児眼科部視能訓練士の人件費の一部を補助金によって運営する。

4. 社会貢献（地域における公益的な取組）

実習指導者講習会修了者を配置し、福祉専門学校等からの実習生を受け入れる。

小児療育相談センター 小児眼科部

【事業部目標】

- ① 眼科受診件数の維持・診療内容充実への取組（継続実施）
年間 6,000 人（延数）の診療を安定的に行うため医師、スタッフの適正配置に努める。多様な障害児（者）の特性理解を深め、より良い眼科診療を提供する為に、職員の質向上に取組む。（障害理解の為の研修実施、ケース会議の実施等）
- ② 医師の発掘・育成（継続実施）
小児眼科領域を標榜する医師を積極的に受け入れ育成に努める。
- ③ 視覚認知・検査トレーニング事業の内容充実への取組
ニーズの高い作業療法枠の拡充、グループ学習枠（小学生）の継続実施。
- ④ 小児療育相談センターの機能強化への取組
診療相談部と連携し併診者の利便性向上を図るとともに、学習サポートニーズへの対応を検討する。

【事業計画】

1. 診療体制

- (1) 診療日：週 3 日（月・水・木）、2 外来制：月・木（午前）、水（午前・午後）
視覚認知：第 3・4 月曜日（OT 枠第 4）、火曜日、金曜日（第 1・2・3 は 2 枠）

	月	火	水	木	金
午 前	2 外来	視認	2 外来	2 外来	視認
午 後	1 外来	視認	2 外来	1 外来	視認

(2) 利用者数

H30 年度 実人数 2,897 人（初診 572 人、再診 2,325 人）

延べ人数 約 6,556 人

※初診のうち、約 60%が自閉症スペクトラム、発達障害疑いなどを持つ児である。

	H30 年度	H31 年度 (予想)	R2 年度 (見込み)
初 診	572	530	500
再 診	2,325	2,225	2,000
計	2,897	2,755	2,500
延べ人数	6,556	6,450	6,250

(3) 視覚認知検査・トレーニング事業の実績

検査実施人数	108 人（延人数）
トレーニング実施人数	64 人（実人数）
トレーニング実施回数	246 回

※R1 年 12 月末現在

初診児の主な診断名

- ① 屈折異常 : 近視、近視性乱視、遠視 等
- ② 弱 視 : 屈折性弱視、不同視弱視 等
- ③ 斜 視 : 外斜視、内斜視 等
- ④ その他疾患 : 睫毛内反症、先天性鼻涙管閉塞、白内障 等

2. 職員体制

医師、視能訓練士、看護師等 計 12 人（常勤、非常勤）

3. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・川崎市南部地域療育センターで通園利用者の眼科検診、視力検査の実施
- ・川崎市北部地域療育センターで通園利用者の眼科検診実施
- ・川崎市中央地域療育センターで通園利用者の眼科検診実施

小児療育相談センター 検診事業部

【事業部目標】

① 横浜市視聴覚検診実施年齢変更後の安定的な事業運営

横浜市の対象年齢移行を昨年度実施。2次検査回数の増加、対象年齢引下げに伴う2次検査内容の負担増に対応し、事業を安定、定着させる。

② 新職員への指導、OJTの実施（継続）

視聴覚検診の意義や重要性、検診会場での対応や事務業務を指導し、小児眼科部との両立も視野に入れOJTを実施。次世代を担う人材の育成に取り組む。

③ 事業運営上の安全性の確保（継続）

保健センター、休日急患診療所などの各検診現場や待合での事故等未然防止の徹底をおこなう。

④ 変化する環境・ニーズに対応

視覚検査への機械導入の検討を進める自治体が増えるなか、情報を精査し自治体との意見交換を行い、変化するニーズに対応する。

【事業計画】

1. 県域3歳児視聴覚検診事業（神奈川県域市町・川崎市委託事業）

母子保健法及び同法施行規則にもとづき、市町村の3歳児乳幼児健診事業と連動し、一次調査票の回収、二次検査対象児の選別と二次検査の実施を着実に行う。

(1) 一次調査：R2年度は24市町において約3万人の検診を行う。

(2) 二次検査：一次調査対象児のうち、視覚25.0%（7,890人）、聴覚22.5%（6,999人）の二次検査を各市町保健センター等に出向き行う。（推計）

県域市町別検査予定数（H31年1月1日現在人口統計による）

平塚	1,934	秦野	1,077	葉山	238	中井	37	箱根	49	山北	41	合計
鎌倉	1,210	大和	1,985	寒川	377	大井	115	湯河原	90	横須賀	2,694	
小田原	1,280	伊勢原	769	大磯	206	松田	82	真鶴	26	藤沢	3,806	
逗子	402	南足柄	271	二宮	195	開成	152	愛川	243	川崎	13,793	
											31,072	

2. 横浜市3歳児視聴覚検診事業（横浜市委託事業）

横浜市の幼稚園・保育所（施設数：横浜市1,120）に在園している3歳児（児童数：29,000人）を対象に視覚・聴覚のスクリーニングを実施し、精密検査により早期に視聴覚異常を発見し治療指導につなげる。

家庭で保育する児童に対しては個別勧奨通知の送付等により、効率的で精度の高い検診を実施する。

検査予定人数（H31年1月1日現在の実績による）

	対象児数	視覚二次検査対象	聴覚二次検査対象
横浜市	29,000人	4,910人（16.9%）	3,452人（11.9%）

3. 職員体制

視能訓練士、臨床検査技師、看護師等 計16人（常勤、非常勤）

4. 社会貢献

就労相談センター利用者を受け入れ、軽作業（封入作業等）の職場実習の場を提供し、作業指導等を行う。

子育て事業部

【事業部目標】

① 事業の継続

令和2年度は公募を予定している自治体は無いものの、検討中のところについては動向を注視し、事業の継続を目指す。

② 人材確保と人材育成

子育て事業部は現場スタッフ全員が非常勤職員であることから、働き方改革などの状況に注意しながら処遇改善を図り、職員の定着と質の高い人材の確保に努める。

③ 地域における公益的な取組

子育て事業部の各事業所は規模に差があり、小さな事業所では取組に限界がある。比較的規模の大きな事業所においては地域の関係団体や関係者との連携に努めながら、地域の中での公益的な取組ができるよう努めていく。

④ 財政基盤の確保

国や自治体の働き方改革の動向を見ながら、人件費を中心とした予算確保に努める。様々な機会を捉えて、自治体担当者への説明を試み、人材確保には職員の処遇改善が必要であることなどを粘り強く訴えていく。

⑤ 情報セキュリティ

情報セキュリティ意識の維持・向上のために研修を実施するとともに、各自治体に適した情報セキュリティ対策を検討していく。

【事業計画】

1. 地域子育て支援拠点事業〔子育て支援センター事業、つどいの広場事業〕

(県域7市4町委託事業)

藤沢市をはじめ県下7市4町の委託により、子育てアドバイザーを配置して親子で自由に過ごせる「子育てひろば」の運営を中心に、各種支援活動を展開する。

・支援センターの運営 15か所、つどいの広場の運営 7か所

・アドバイザー配置数 95人 (R2年4月1日予定)

＊「つどいの広場」とは週3回程度開設する、支援センター同様運営の事業。

表-1 子育て支援センター、つどいの広場 市町別運営計画

	逗子	鎌倉	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄
人口(R2年)・人	56,969	172,293	434,769	242,012	164,961	41,685
支援C(つどい)箇所数	1(0)	3(0)	1(1)	3(0)	1(6)	1(0)
アドバイザー配置数	8	12	10	15	18	5
R2年度来所人数見込	11,000	25,000	18,000	32,900	33,400	5,640
R2年1月末現在来所人数	9,616	20,469	17,053	27,432	27,845	4,701
	座間	寒川	松田	山北	開成	合計
人口(R2年)・人	130,655	48,390	10,802	9,637	18,083	1,330,256
支援C(つどい)箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	15(7)
アドバイザー配置数	7	7	4	4	5	95
R2年度来所人数見込	13,800	9,400	8,400	8,000	9,600	175,140
R2年1月末現在来所人数	11,532	7,897	7,012	6,679	8,037	148,273

※来所人数には定期開催(月数回)の出向ひろば参加者数を含む。

2. 横浜市地域子育て支援拠点事業（鶴見区、磯子区委託事業）

鶴見区拠点は第三期5ヵ年の受託・運営の三期目に入り、R2年度は引き続き、拠点・サテライトともに順調かつ確実な運営を行う。磯子区も第三期目の受託が決定し、地域とのつながりを一層強化した取組を行う。

横浜子育てサポートシステムは鶴見区・磯子区両区ともに、会員数及び活動件数の増加に向け、広報、研修会実施などを継続して行う。

表－2 横浜市地域子育て支援拠点運営計画

	鶴見区 (サテライト含)	磯子区	2区計
人口（R2年）	292,975	166,347	459,322
アドバイザー配置数	21	14	35
R2年度子育て支援拠点来所人数見込	32,000	21,000	53,000
H31年度子育て支援拠点来所人数	26,645	17,382	44,027
R2年度子育てサポートシステム活動件数見込	3,700	1,700	5,400
H31年度子育てサポートシステム活動件数	3,113	1,408	4,521
H31年度子育てサポートシステム会員数	1,146	766	1,912

H31年度来所人数、会員数、活動件数はR2年1月末現在

3. ファミリー・サポート・センター事業（県域市町委託事業 5市3町）

藤沢市をはじめ県下5市3町の運営を受託し、地域住民による子どもの一時預かり活動を通して、仕事と育児の両立を支援するとともに、在宅母親（専業主婦）の託児ニーズにも広く応える事業として子育て家庭の育児負担の軽減を図る。

R1年10月に国が開始した「幼児教育の無償化」制度の対象事業のひとつであり、地域の子育て支援の重要な拠点であることを踏まえ、一層、事業の積極的な運営を行う。

・アドバイザー配置数 33人（R2年4月1日予定）

表－3 ファミリー・サポート・センター 市町別運営計画

	逗子	藤沢	茅ヶ崎	秦野	南足柄	寒川	松田	開成
人口（R2年）	56,969	434,769	242,012	164,961	41,685	48,390	10,802	18,083
アドバイザー配置数	4	10	5	4	3	3	2	2
R2年度活動件数見込	2,500	14,000	8,500	6,000	1,550	2,200	650	480
H31年度活動件数	2,011	11,435	7,102	5,019	1,315	1,865	545	404
H31年度会員数	1,665	8,168	4,225	3,622	1,141	1,089	364	261

H31年度会員数、活動件数はR2年1月末現在

4. その他

子育て支援関連自主刊行物（既刊）の頒布

5. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- (1) 将来の子育て支援人材の育成のために、学生や教員等の実習生を積極的に受け入れる。
- (2) 地域住民等で子育て支援に関心を持っている人たちが今後の担い手となれるように、また行政関係者や議会議員等の理解を深めてもらえるように、視察や・見学についても積極的に受け入れる。
- (3) 地元のテレビ番組や地域情報誌の取材についても、利用者のプライバシーに配慮しつつ、幅広い情報提供の一環として協力していく。

横浜市東部地域療育センター

【施設目標】

① 質の高い医療福祉サービスの提供

- ・診療サービスの充実と待機期間の改善。(いろはの広場事業等の初診前後サービスの整備を継続し、児童精神科医師確保と3外来診療の実施により初診まで4ヶ月を目標とする)
- ・運動障害児へのサービス内容の充実。(補装具外来、訓練枠の増設)
- ・利用者の安全・安心・信頼を築くための組織作りをめざす。
(保育所等訪問支援事業による地域支援の拡充、利用者ニーズと地域情勢に即した効果的療育サービスの構築、事業所自己評価の公表、あり方検討委員会およびプロジェクトの設置)

② 経営基盤の強化(増収策や経費削減策の検討と財源の確保)

- ・経営計画に照らし、進捗状況と現状分析を行いながら、所長のもと職員が一丸となって推進する。
- ・診療所や通園の稼働率を上げ、収入を確保する。利用料金収入や診療報酬を得るため業務の見直しと効率化を図る。
- ・経費削減の取り組みと必要に応じた計画的な運用を目指す。

③ 職員の意欲と成長を支える組織作り(人材育成計画と心身の健康増進)

- ・人材を確保し、組織運営と経験に応じた役割を担える人材の育成(研修計画と研修内容の充実)を進める。
- ・心身の健康を促進する。(健康相談、ストレスチェック、面談の実施)

④ リスクマネジメントの強化(予防と迅速な事故対応)

- ・風雨による浸水などを想定した災害対策の強化を行う。
- ・情報セキュリティ等の事故防止と環境整備を行う。
- ・救急対応及び感染症対策、アレルギー対応など安全に行えるよう体制整備を行う。

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・職員の専門知識や技術等を積極的に地域に還元し、学校、幼稚園、保育所、児童発達支援事業所との連携強化を図る。
- ・家族や学生等、幅広い人材に福祉に関する情報を提供する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来

・初診 650～700 人、再診 2,500～3,000 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成を行う。

早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある2～4歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) R2年度利用児童数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児）	77	50
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	20	40
計	97	90

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢および療育経過を考慮し、クラス編成を行う。
(療育経験のない3歳児知的障害児クラスを今年度も引き続き開催)
- ② 3～4歳児は親子通園、4～5歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。
- ③ 単独通園では、要医療的ケア児に対応した職員体制でおこなう。

(3) 年間行事（クラスの療育日数に応じて実施する）

入園式、懇談会、個別面談、家族参観（単独）、家族勉強会、遠足、交流療育（親子）、お楽しみ会（クリスマス）、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

診療部門のスタッフとともに、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育などの相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 850 件、延べ相談件数 8,000 件)
- (2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間 200 回、延べ相談件数 1,800 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 2 区で延べ利用人数 100 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援を行う他、相談ルームいろはを利用した講座の充実を図る。いろはにおける幼稚園・保育所向けの講演会も継続する。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（41 校、延べ 80 回）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業「パレット」：知的発達の遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適應できるよう専門的・個別的なアウトリーチ支援を継続する。（従来の巡回相談と併せながら実施する。）
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者150人を予定。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。
- (12) 相談機能の強化：鶴見区内に創設した相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能を強化するとともに広場事業や講座による育児支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザを利用した出張広場も引き続き行っていく。

4. その他の事業

初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』、地域ニーズ対応事業『乳幼児期への子育て支援』に取り組む。

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・苦情の受付
- ・市との連絡調整及び関連資料作成
- ・給食の提供(委託)、通園バスの送迎(委託)、庁舎管理(委託)等
- ・事故対応と報告
- ・情報公開(自己情報開示)への対応
- ・監査への対応(実態調査・外部監査)

6. 職員体制

所長(医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤 計112人

7. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生の受け入れ
- ・ボランティア：通所兄弟妹保育
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において障害の理解講座(幼保職員、子育て関係者等)を開催

横浜市中心部地域療育センター

【施設目標】

① 集団療育についての見直し

- ・対象を幅広く設定し、より多くの方が利用できる集団療育のグループを新たに作り、試行的に実施する。
- ・自己評価や利用者からのアンケートの結果などを踏まえ、積極的にサービス向上に努める。

② 人材の育成

施設内外の研修を推進する。研修内容についてのアンケート調査やヒアリングを行いセンター内研修の効果検証を行う。

③ 初診待機と相談支援事業

インテーク面接など相談による支援を継続する。

④ 事務改善（収益の増加と支出の効率化）

無駄な支出を減らし、修繕活動を推進する。他センターと連携し、安全かつ安心な給食提供に向けた体制の構築を図る。

⑤ モデル事業

法人モデル事業「早期療育支援事業（JASPERプログラム）」及び、横浜市モデル事業「発達障害のメンタルヘルスサポート」、「保育所等訪問支援」に取り組む。

⑥ 地域における公益的な取り組み

幼稚園、保育所や学校などを対象とし、ソーシャルワーカーや所長が中心となり、講演会・勉強会などを通じて、地域住民に学びの機会を提供していく。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児科、神経小児科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、摂食外来、補装具外来
・初診 550～570人 再診 3,800人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練。心理士による発達検査、心理療法、評価等及び療育プログラムなどの作成や保護者向けの各種勉強会を行う。早期療育科では児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面・発達面の支援・相談等を行う。

2. 通園部門

集団療育を基本とし、必要に応じて個別療育を取り入れながら、子どもの発達・生活支援、家族への生活支援、地域での生活支援を行う。

(1) R2年度利用児童予定数

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター	99	50
医療型児童発達支援センター	9	40
計	108	90

(2) クラス編成

- ①親子通園（概ね3歳児）、単独通園（4・5歳児）、単独併行通園（4・5歳児）とし、子どもの障害特性や安全に配慮したクラス編成を行う。
- ②親子通園は、週2日クラス18人、週1日クラス9人で運営する。週2日クラスにも並行通園児が多く在籍する予定。
単独通園の週5日クラスは、4クラス36人で運営する。
- ③単独併行通園クラスは、希望者が多いこともあり、巡回訪問療育日をクラス開設日に変更。45人の受け入れを行う。

(3) 年間行事

オリエンテーション、卒園式、遠足、お楽しみ会、交流保育、勉強会、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉制度、社会資源の情報提供、地域での生活等の個別相談をはじめ、幼稚園・保育所への巡回相談と保育所等訪問支援、小学校への学校支援事業、福祉保健センターでの療育相談等、地域の関係機関との相談・連絡調整を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 650 件 延べ相談件数 7,000 件)
- (2) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 170 回 延べ相談件数 1,500 件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 西区 40 件、中区 40 件、南区 60 件)
- (4) 地域支援：啓発講演会の開催、訓練会の支援。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校（25 校 延べ 70 件）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、自立支援協議会、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業（フルール）：知的発達に遅れのない発達障害のある4歳児・5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し情報交換を行う。時間を延長して午後1:30までの療育を1クラス年4回、年間16日間開催予定。また、フルールを卒園した学齢児を中心にして、年5回の午後プログラムの開催も予定。また、新規利用児に対して、入会前に体験保育を実施する。
- (9) 保育所等訪問支援事業（横浜市モデル事業）：家庭の事情で継続的な療育が困難なケースを対象として実施する。約30人に対して年3回を限度として、園訪問と保護者支援を行なう。
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者約150人を予定。また、外来のみでも療育センターの方針として民間事業所を利用する場合もしくは、当センタ

一の保育所等訪問支援を利用する場合も障害児支援利用計画の対象とする。

- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. その他の事業

- (1) 保護者支援および児童支援を両面から強化することを目的として以下の事業を行う。
- ① 地域ニーズ対応事業として、本人、ご家族（特に保護者を中心に）に対する「エビデンスに基づくメンタルヘルスサポート事業」を継続的に実施する。CARE (Child Adult Relationship Enhancement) 講習会の指導資格を有する心理士の体制を整備し、より多様なニーズに応えられるようにする。
 - ② 法人モデル事業として、エビデンスに基づく「早期療育支援事業（JASPER プログラム）の検討」を開始する。JASPER の研修を受けている心理士による外来児への個別指導の実施、早期療育科職員の行動観察検査（SPACE）のスキルを上げる。早期療育支援での試行について検討する。
- (2) 療育開始までに期間が空いてしまう方や、様々な事情により既存の枠組につながらない方等、広く多くの方が利用できる、新たな集団療育の場を試行的に実施する。
- ① 保育職だけではなく心理職等の専門職とソーシャルワーカーがチームになり、低頻度・短期間の療育グループを4月から3か月間実施する。
 - ② 週1回の12回コース・隔週の6回コースを設定する。（計3クラス、12人）
 - ③ 以上のコースから週1回の早期グループにつなげるケースと短期間で終了するクラスを子どもの状態に合わせて編成し実施する。
 - ④ 実施後、同上の目的を踏まえたクラス拡大に向けての検討を開始する。

5. 管理部門

- ・ センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・ 運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、市との連絡調整会議の取組み
- ・ 給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）等の管理

6. 職員体制

所長（医師）、看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤計 83 人 嘱託医師計 15 人。

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・ 実習生（通園、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士、医師等）、ボランティア、見学者受入
- ・ 施設開放により積極的に外部機関とのつながりを持ちながら、療育全体の質を高める努力をする。
- ・ 教育機関、福祉機関、医師会からの依頼による発達障害支援や医療に関する講演会・研修会を実施し、地域での啓発と協働支援の推進を試みる。

横浜市南部地域療育センター

【施設目標】

① 人材の育成

事業実施上の課題や職員の意向等を踏まえた全体研修・キャリア別研修の実施。

② 待機への取組

ソーシャルワーカーによる初診前面談を継続し、初診前でも参加できる学習室の拡充を図る。子育て支援グループ「ありんこ」、集団療育開始前のセミナー、こぐまクラブの継続実施により保護者の不安軽減を図る。

③ 柔軟な療育システムの構築

利用者や地域のニーズを考慮し、センター全体の療育システムの見直しについて検討する。

児童発達支援ガイドラインに基づく自己評価と利用者アンケートによる、改善案の公表。

④ 経営基盤の強化と施設の管理運営

節電対策、業務の効率化を図り時間外業務の削減を継続する。施設点検を継続し、計画に基づいた修繕、備品の更新を推進する。

⑤ 危機管理体制の整備

マニュアルを基に判断し、担当係の役割を理解しながら行動できるようになる。全体避難訓練やバス避難訓練を含めた、実践訓練の継続と課題抽出を行う。

⑥ 地域における公益的な取組

「すぎたからつな5」への継続参加。「保育士・幼稚園教諭研修」を継続実施し、研修内容の検討と、地域のニーズに合わせた研修等を実施する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや偏りがある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、小児神経科、リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、補装具外来、摂食外来
・初診 550～600 人 再診 2,500～3,000 人

(2) 個別評価・指導・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価等および療育プログラムなどの作成を行う。早期療育科では保育士や児童指導員を中心に、その他の専門スタッフと連携しながらグループ活動を通じ、子どもの生活面、発達面の支援、相談等を行う。

2. 通園部門

一人ひとりの子どもに合わせた療育支援を行い、家庭での子育て支援や子どもたちが地域の中で健やかに育つように援助するため障害の特性に配慮したクラス編成で療育を行う。

(1) R2年度利用児童数 (予定数)

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター (知的障害児)	103	50
医療型児童発達支援センター (肢体不自由児)	14	40
計	117	90

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢を考慮し、親子通園(週2日)・単独通園(週5日、週2日)でクラス編成をする。
- ② 対象児は3歳児～5歳児。並行通園の希望など保護者の意思決定を尊重し、頻度、通園形態を検討し、決定する。
- ③ 週2日単独並行通園は、支援の幅を広げることや継続して並行通園クラスを開催するための職員体制作りの一環として親子通園部門と協同運営している。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、家庭訪問、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、お別れ会、卒園式、避難訓練等。

3. 地域支援部門

福祉相談室のソーシャルワーカーが中心となり、各職種と連携して、関係機関の役割と機能を尊重し、利用者への支援を行う。

- (1) 相談：発達の遅れや偏りのある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 600件 延べ相談件数 5,000件)
- (2) 巡回相談：保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや偏りのある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。
(年間延べ 190回 延べ相談件数 2,000件)
- (3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。
(対応件数 磯子区 70件、金沢区 70件)
- (4) 地域支援：啓発講演会等への講師派遣、訓練会の支援を行う。
- (5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して研修、講演会、相談等を行う。
- (6) 学校支援：エリア内の学校(24校 延べ70件)へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。
- (7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。
- (8) 児童発達支援事業所「はらっぱ」(旧：児童デイサービス)：知的発達に遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者を対象とする。定員は日々2クラスで12人、週48人を、それぞれ週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換を行う。
- (9) 保育所等訪問支援事業：新たに保育所を利用する運動障害をもった児童に対して専門的・個別的な支援を実施し、園との連携を強化して安定した利用を目指す。
- (10) 障害児相談支援事業：障害児通所支援サービスを利用する障害児に障害児支援利用計画を作成する。療育センター児童発達支援の利用者165人を予定。また、上記利用児が療育センター以外のサービスを利用する場合は、併せて障害児相談支援(利用計画等)を行う。
- (11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

4. 地域ニーズ対応事業等

- ・【継続】地域ニーズ事業『学齢期に心理再評価を希望しているケースの待機解消』
- ・【継続】待機児育児支援事業『ありんこ』（集団療育開始前の期間の育児支援グループ）

5. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・運営協議会の開催（年2回）、苦情受付、情報開示請求への対応
- ・横浜市こども青少年局との連絡調整会議への参加及び実態調査への対応
- ・給食の提供（委託）、通園バスの送迎（一部委託）、施設開放の実施等
- ・外部監査人による監査への対応
- ・大規模修繕工事の実施

6. 職員体制

所長(医師)、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員、保育士、栄養士、事務等の常勤・非常勤 計 91 人

7. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・「エビデンスに基づいた家庭療育プログラム事業」の実施
- ・杉田5丁目合同イベント「すぎたからつな5」への参加
- ・他機関職員（保育士・幼稚園教諭）向け研修会の実施
- ・施設見学受け入れ、地域への施設およびプール開放
- ・実習生受け入れ（社会福祉士、保育士、言語聴覚士、理学療法士、医学部学生等）
- ・ボランティア受け入れ（通園児弟妹保育、保育補助、教材作成）

川崎西部地域療育センター

【施設目標】

① 早期かつ効果的に相談・支援を実施する取組の推進

診療部門の対応実績を拡大させるための取組を進めるとともに、児童発達支援の受入れ児童数の拡大のための取組を継続し、増大する相談ニーズに対してできるだけ早期から専門的な支援を提供する。

② チームアプローチの充実等による事業の拡充とニーズに対応できる人材の育成、専門職体制の強化

チームアプローチの充実を図りながら新たに「居宅訪問型児童発達支援事業」を実施し、医療的ケア児等への支援を充実させるとともに、人材育成や専門職体制の強化を行う。

③ 関係機関との連携強化と施設支援の充実

巡回訪問や保育所等訪問支援事業・公開療育等を実施するとともに、各種連絡会へ積極的に参加する等、顔の見える関係を構築しながら関係機関と連携した支援を進める。

④ 子どもの権利保障に向けた取組の推進

職員全体研修会やCAP（不適切養育防止委員会）、子どもの権利チェックリストの活用、区要保護児童対策地域協議会への参加等を通して、子どもの権利が守られた支援を進める。

⑤ 個人情報等情報セキュリティの強化に向けた取組の推進

各情報セキュリティ規定の周知・理解促進を図るとともにチェックリストの活用等を通して、取得から利用・保管等適切な個人情報の取扱いを進める。

⑥ 経営基盤の強化と適切な施設運営、建物・設備等の維持・管理等の推進

適切な事業収入の確保とともに、安定的に施設運営が継続できるよう次年度以降の補助金収入について行政と調整を行う。また、経年劣化に伴う機器や設備の更新・点検等の対応を行う。

⑦ 児童福祉・社会福祉の推進に資する地域貢献・社会貢献の充実

地域向け講演会の実施や実習生・ボランティアの受入れ等とともに、行政等が主催する障害福祉領域の研修会に講師を派遣するなど、地域貢献・社会貢献の取組を進める。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害を持つ子どもを対象に、成長発達に伴う変化を見すえて評価、診断、発達支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食嚥下外来

【総件数】初診 500 人、再診 5000 人

(2) 外来療育等：

心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、看護師が子どもの発達評価、個別相談、機能発達支援、グループ療育、環境調整等を行う。

(人数：診療報酬ベース)

心理療法	理学療法	作業療法	言語聴覚療法	重心児訪問療育
2,000 人	2,500 人	2,300 人	2,200 人	5 人、延べ 60 人

(3) グループ療育（診療報酬）

種別	頻度	クラス数	利用児童数	延べ児童数
学齢児グループ	月 2 回	1 クラス	10 人	200 人
運動遅滞系初期グループ	月 1 回	1 クラス	8 人	100 人

- (4) 居宅訪問型児童発達支援事業：重度の障害又は医療的ケアが必要なため外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、支援員が基本的動作の指導等を行う。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・コミュニケーションや人間関係の育成を目指す「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもニーズに応じた専門的な療育支援を行う。

幼稚園・保育園との連携とともに、小学校への引継、公開療育・講座を実施し、地域の関連機関への移行支援と技術支援を行なう。

(1) 利用児童数

利用種別	定員	利用児童数	延べ児童数
児童発達支援センター（知的障害児）	50 人	90 人	9,000 人
医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）	10 人	16 人	1,200 人
計	60 人	106 人	10,200 人

(2) クラス編成

- ① 障害種別と年齢、発達状況を考慮し、クラス編成をする。
- ② 概ね 3 歳児以上を対象に年齢や発達(障害)の状態に配慮し、基本的な生活習慣、安定した人間関係の育成等を目標に、少人数クラスによる療育を実施する。

(3) 年間行事

入園式、懇談会、個別療育面談、家族参観、遠足、園外保育、お楽しみ会、交流保育、コンサート、成長お祝い会、卒園式、避難訓練等

3. 地域支援部門

(1) 福祉相談室

診療・通園各部門をはじめ関係機関と連携して、相談・就学・在宅生活等についてライフステージに沿った支援を行う。相談支援事業所として利用計画の相談を行う。

- ① 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育等相談を電話、面接により実施。
(新規申込み 500 件 延べ相談件数 5,000 件)
- ② フリースペースぷらっと：インテークから療育開始までの待機期間に、保護者の不安軽減のために、親子で安心して遊べる場、育児相談できる場を提供する。
(実施回数 10 回 延べ対象児童数 60 人)
- ③ 巡回訪問：保護者や幼稚園・保育所・学校等と連携し、センター利用児童等の支援、職員への助言等を実施する。
(実施回数 200 回、延べ対象児童数 300 人)
- ④ 区保健福祉センターとの連携：宮前、多摩保健福祉センターと連携会議を各区年 3 回開催し、紹介児童の情報交換を行う。日常的に随時連携し協働する。
- ⑤ 地域支援：地域関係機関向けに地域講座を 2 回実施する。また市内 4 療育センターと協同して、保護者等を対象に療育講演会を 2 回実施する。
- ⑥ 家族支援：療育センター利用者の家族に対して相談、学習会等を行う。
- ⑦ 就学・学校支援：総合教育センターと協力して就学説明会、学校見学の調整等を行う。学齢期の子どもの相談や学校支援を行う。
- ⑧ 障害児相談支援事業：障害児支援利用計画作成
(障害児支援計画作成 600 件 モニタリング 550 件 相談支援計画のみ 300 件)

- ⑨ 他機関等との連携：保健福祉センター、児童相談所、教育委員会、市所管課、市内地域療育センター、医療機関、関係事業所等との連携を密接に図る。

(2) 地域支援室

- ① 児童発達支援事業所：概ね2歳～5歳児を対象に障害に配慮しながら、健康・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成のために「個別支援計画」を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。（定員6～10人、利用児童数210人、延べ児童数2,000人）
- ② 地域支援：福祉相談室と連携し、幼稚園、保育所、小学校等に訪問し、個別支援とともに施設支援を行う。⇒ 3 (1) ③巡回訪問
- ③ 啓発活動：福祉相談室と連携し、地域向けの講演等の啓発活動を行う。
- ④ 保育所等訪問支援事業：巡回訪問と連動しながらより療育的配慮が必要な児童に対し行う。

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)、予算管理、施設管理等の事務
- ・営協議会の開催（年2回）
- ・川崎市との連絡調整、基本協定や覚書の調整
- ・給食の提供や通園バスの送迎（委託）

5. 職員体制

医師（所長他）、ソーシャルワーカー、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、児童指導員、保育士、事務員等の常勤・非常勤職員 計 68 人（非常勤医師を除く）

6. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・地域の医師向け学習会を新たに実施＝所管区内等の小児を診る医師向けに年間5～6回学習会・ 外部講師による講演会等開催
- ・実習生の受入れ
- ・ボランティアの受入れ
- ・地区の民生委員・児童委員等の施設見学受入れ
- ・障害児者親の会活動等を支援するための会議室の地域開放等
- ・地域療育講座・講演会、難聴児両親講座の実施、行政主催の研修会への講師派遣 等

横須賀市療育相談センター

【施設目標】

① 利用者ニーズに沿った柔軟な療育システムの再構築

新たに保育所等訪問支援事業を開始する。地域の事情に応じて通園バスの利便性向上について検討を行う。また、医療的ケア児の対応についてのプロジェクトを継続する。職員のアイデアを事業に取入れながら、療育の質の向上を図る。

② 各関係機関との連携強化

保育所等訪問支援事業の開始、増加する計画相談にあわせ、効果的な巡回訪問を引続き行う。併行通園児の併行先の職員等へ施設見学会を実施する。また、市内の事業所連絡会の在り方を見直ししながら各機関との連携を深める。

③ 人材の育成・働きやすい職場環境の整備

引続き OJT を中心に、各種研修に参加してスキルアップを図る。雇用の充足を図るため、非常勤職員の勤務日数等、雇用条件を柔軟に設定することを検討する。業務効率化を更に進め、時間外労働を減らすよう努める。

④ 経営基盤の強化

指定管理料内で継続性のある運営が可能な柔軟な予算執行を行う。通園施設の自己評価、利用者アンケートを基にサービスの向上、体制強化を目指す。

⑤ 危機管理体制の強化

法人全体で進めている情報セキュリティの強化に合わせて対応を行う。事故報告やヒヤリハットの共有により事故再発防止に努める。防犯、防災訓練を確実に実施する。行政の災害施策にも合わせてセンターでの対策を考えていく。

⑥ 社会貢献

実習生・研修生や市内の各団体からの見学を積極的に受け入れる。横須賀市で取り組んでいるサポートブック事業に引続き協力する。

【事業計画】

1. 診療部門

発達に遅れや障害がある子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目：小児精神・神経科、リハビリテーション科、耳鼻いんこう科、摂食外来
初診 600 人 再診 5,200 人

(2) 個別療育・訓練

医師による身体障害、知的障害及び発達障害等に関する診断、治療及び補装具の相談を行う。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能訓練を行う。心理士による発達検査、知能検査、心理療法及び評価を行う。臨床検査技師による発達障害に関連した聴力検査及び脳波検査を行う。看護師による診療介助及び療育プログラムなどの作成を行う。

(3) 利用者サービスの拡充

保護者支援の充実を目的として、療育講座の開催や、ペアレントトレーニングを実施する。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体・基本的な生活習慣・豊かな人間関係の育成を目指し、個別療育目標を作成する。一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

(1) R2年度利用児童数(計画)

通園契約	利用児童数	定員
福祉型児童発達支援センター	85	50
医療型児童発達支援センター	11	40
計	96	90

(2) クラス編成

- ①障害種別と年齢を考慮し、親子通園・単独通園・併行通園等にクラス編成をする。
- ②原則として3歳児は親子通園、4、5歳児は単独（週5日）クラスと併行クラスとする。

(3) 年間行事

入園式、全体懇談会、クラス懇談会、個別療育面談、保護者参観、給食試食会、遠足、運動会、お楽しみ会（クリスマス）、交流保育、卒園式、避難訓練、保護者勉強会

(4) 障害児通所支援事業所連絡会の開催

横須賀市内の通所支援事業所や行政が集まり、意見や情報の交換を行う。

(5) 保護者会への協力

ピアカウンセリングや、夏季休園の時期に開催されるイベント等、保護者会が主催する各種企画への協力を行う。

3. 地域生活支援部門

診断・検査・心理評価・個別相談をもとに作成した療育プログラムにもとづき、関係機関とも連携し、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育に関する相談を行う。

新規 550 件 総相談件数 7,200 件

(2) 巡回相談：保護者や、保育園・幼稚園・小中学校等の依頼を受け、当センター利用児童の支援を行うとともに、訪問先職員等への助言及び療育技術の支援、指導を行う。年間を通じて継続巡回訪問を行う。

巡回訪問回数：延べ 200 回 巡回相談件数：延べ 230 回

(3) 市内各健康福祉センターへの訪問及び連携：健診後のフォローグループに対して支援を行う。連携のための会議を行う。

(4) 地域支援：発達に障害等のある児童の理解のための啓発活動として講演会を開催する。支援機関の職員の専門性の向上（スキルアップ）を目的とした研修を実施する。

(5) 家族支援：当センター利用者の家族に、ライフステージに沿った研修、講演会、相談等を行う。

(6) 学校支援：横須賀市内の学校職員と適宜ケースカンファレンスを行う。

(7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して各関係機関・団体との連携を密接に図る。

(8) 親子教室・早期療育教室・療育教室：当センター及び市内4ヶ所にて各教室を実施する。

親子教室	6 教室 60 人
早期療育教室・療育教室	13 教室 130 人

(9) 障害児相談支援事業・特定相談支援事業：ひまわり園の園児を主な対象として、児童福祉法及び障害者総合支援法に規定する諸福祉サービスの利用計画を作成する。

利用計画作成件数：延べ 700 回 モニタリング件数：延べ 850 回

(10) 保育所等訪問支援事業の開始：横須賀市の条例改正に合わせ、当該事業の指定に向けた準備や、開始後の運営を行う。

4. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入（施設給付費、施設医療費）等の事務
- ・施設における会計処理、人事労務、給食の提供（委託）、通園バスの送迎（委託）
- ・運営協議会の開催（年2回）、市との連絡調整会議

5. 職員体制

所長（医師）、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、児童指導員・保育士、管理栄養士、事務員等の常勤・非常勤
計 94 人

6. 社会貢献（地域における公益的な取組）

- ・実習生受入：医師、看護師(2箇所)、保育士(4箇所)他
- ・ボランティア：通園兄弟妹保育
- ・施設見学：併行通園児の併行先園の職員や関係機関職員等の受入
- ・横須賀市の児童支援に係る研修や関係団体の研修への講師としての人的協力

横浜市港南区生活支援センター

【施設目標】

① 生活支援センターの機能・役割の見直しと整備

- ・地域関係機関との連携を強化し、精神障害者支援の専門機関として中心的役割を担う。
- ・アウトリーチ機能に重点を置き、地域に埋もれている困難ケースの支援に取り組む。
- ・地域や利用者のニーズを見極め、必要とされる新たなプログラム等への取り組みを行う。

② 指定管理更新への対応

- ・これまでの運営実績に加え、相談支援やアウトリーチ機能に重点を置いて取り組むことをプレゼンテーションすることにより、次期の指定管理期間もニーズを踏まえた適切な運営ができることをアピールする。

③ 人材の確保と育成

- ・働きやすい職場環境や体制を整備して人材の定着を図り、安定した運営を目指す。
- ・幅広い相談支援に応じることができるよう専門スキルを学ぶ研修参加の機会を増やす。
- ・職場内での人材育成に重点を置き、内部研修やスーパーバイズの充実を図る。

④ 情報セキュリティ強化に向けた取組

- ・法人の方針に基づき、事業所全般のセキュリティの見直しと整備を行う。
- ・事業所内研修を実施するなど個人情報管理を徹底させ、ルールに基づいた運営を目指す。

⑤ 地域における公益的な取組・地域との関わり

- ・精神障害の理解に向けた普及啓発活動を継続して行う。
- ・ボランティアや実習・研修生の受け入れを積極的に行う。
- ・障害当事者の職場実習受け入れなど、活動の機会を提供する。

⑥ 経営基盤の強化

- ・事業所内の修繕や買い替え等を計画的に進める。
- ・法定サービスの契約件数を増やし、収入増につなげることを意識する。
- ・ワークライフバランスを推進し、効率の良い業務遂行を目指す。

【事業計画】

1. 事業内容

(1) 相談支援事業

- ・精神障害者支援の総合窓口としての専門的・個別的な相談支援
- ・精神科嘱託医、臨床心理士による専門相談
- ・自宅訪問や同行、情報提供などの日常生活支援
- ・障害者自立生活アシスタント事業、精神障害者退院サポート事業
- ・指定一般・指定特定相談支援事業（計画相談、地域移行支援）、自立生活援助事業

(2) 地域活動支援センター事業

- ・居場所の提供、夕食・入浴・洗濯等サービス提供と、プログラム・イベントの実施

- ・関係機関や地域住民との交流、障害理解の普及啓発事業
- (3) 港南区委託事業
- ・精神保健福祉・出前講座の開催（地域に向けた普及啓発：年6回程度）
- (4) 具体的数値目標（延べ人数）

利用者数	12,000	食事サービス	4,000
1日平均利用者数	50	入浴サービス	1,200
1日平均当事者来館者数	30	洗濯サービス	150
日常生活支援（電話・面接・訪問・同行など）	6,000	計画相談支援（実数）	40

2. 職員体制

所長、相談支援員（精神保健福祉士、社会福祉士等）常勤・非常勤 計10人
調理・事務担当職員 非常勤 計10人

3. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

R2年度も実習生、研修生、ボランティア、施設見学など前年度と同様受入を行っていく。

また、障害者の職場体験実習やピア（当事者）の育成実習の受入も積極的に行う。

川崎市発達相談支援センター

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、一人ひとりに寄り添った相談支援や活動を提供し、社会参加を支援する。また、ライフステージを通じ、地域において安心・安全な生活が送れるように、関係機関と連携して支援を提供する。

① 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・発達障害者支援センターとして専門性の高い相談機能と人材を有することにより、ゆりの木と連携し市全体で発達障害に特化した支援を提供する。
- ・医療相談体制の確保、発達障害への対応や問題理解のための外部研修会への参加、ペアレントメンター育成への関与

② 地域支援機能の強化

- ・地域において困難事例を支える支援者・関係機関を後方支援することで、発達障害児者がより身近な地域で安心安全な支援を受けることができる。
- ・支援協議会の定期開催、地域支援マネジャーの増配置、国立リハビリテーションセンター研修（地域支援マネージャー研修）への参加

③ 経営基盤の強化

- ・ライフステージを通じて発達障害児者と家族の社会生活を支える個別や集団での専門的な相談支援等の支援を持続的に提供することができる。
- ・法人本部と連携しての予算交渉、事業の費用対効果検討

④ 情報セキュリティの強化

- ・個人情報をはじめとした大切な情報資産の収集、管理、利用、公開、破棄などについて徹底し、信頼できる支援組織としての社会的責務を果たす。
- ・情報セキュリティ管理者（仮称）の配置、所内機器 OS 等の最新化定期点検

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・地域住民や各種団体の発達障害への深い理解を促進し、将来または地域の支援者とネットワークを養成し、身近な実践の場を提供することができる。
- ・各種研修会の開催と講師派遣、実習生・ボランティア受入、地域の専門家勉強会等の事務局運営

※ 令和3年3月に新設される複合福祉施設への事務所移転に向け、相談者等に不都合が生じないようスムーズな移行を行っていく。

【事業計画】

1. 相談支援事業

(1) 個別相談

ケースワーカー・心理・医師がチームとなって、学齢期から成人期まで幅広く丁寧な個別相談を実施する。川崎市発達障害地域活動支援センターゆりの木（当法人運営）とは北部域ケースの相談連携を行い、医療相談に関しては両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な相談体制により実施していく。また社会的スキル等の獲得を目指すグループ活動を定期的に開催する。家族支援に関しては、ペアレントトレーニングの実施と2つの家族セルフヘルプグループの活動支援を行い、家族の対応スキル向上や障害受容の促進を図る取り組みを行う。

内 容	計 画
① 個別相談	新規 250 人（来所まで至ったケースのみ）、 継続 400 人（来所まで至ったケースのみ）
② グループ活動	学齢グループ活動（月 1 回） 女性グループ活動（2～3 ヶ月に 1 回） 成人グループ活動（2～3 ヶ月に 1 回） 当事者セルフヘルプグループ支援（月 1 回）
③ 家族支援	家族セルフヘルプグループ（月 1 回、2 グループ） ペアレントトレーニング（年 2 回）

（2） 機関連携

発達障害は年齢によって多岐にわたる状態像を示すため、地域療育センター、こども家庭センター、各種学校、各区保健福祉センター、精神保健福祉センター、相談支援センター、就労支援事業所等との機関連携により相談支援の充実を図り、利用者ニーズに適切に応えていく。

（3） ゆりの木、南部就労援助センターとの連携

ゆりの木（当法人運営）とは、多摩区・麻生区の相談支援に関する連携とともに、グループ活動等の協働での実施、市民向け・支援者向け研修会の共同開催などにより、川崎市における発達障害の専門的支援機関として弾力的・一体的な運営を行っていく。

川崎南部就労援助センター（当法人運営）とも連携して、発達障害の就労支援に取り組む。同じビルにあることから避難訓練等の共同開催を行っていく。

2. 発達障害者支援体制整備事業

（1） 研修開催

関係機関を対象とした研修会については、川崎市各部局と協働し、市内の幼稚園・保育園の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」（年 6 回）と過去の受講者向け「発達相談支援コーディネータープラスワン研修」（年 1 回）を開催する。また、市内の相談支援担当者向け「発達障害基礎研修」を発展させた「発達障害対応力向上研修」（年 5 回）を開催する。

市民向け研修会である「市民講座」（年 1 回）についても「ゆりの木」と協働して開催を継続する。今年度も、センター利用児の保護者との共同企画による「発達障がい応援キャラバン」を開催し、家族のための家族による研修会の共同開催を実施する。その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

（2） その他

支援体制整備検討委員会を定期開催し、地域支援マネジャーを中心に地域の学校等の関係機関に対するコンサルテーションを行う等により、地域の発達障害児者支援に関する対応能力の向上を図る。また、「かわさきサポートノート」としての情報提供ツールの試行、運用等を進める。

3. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計 18 人（兼務を除き、ゆりの木含む）

4. 職員研修

発達障害児者支援において重要な支援ツールである「ソーシャルストーリーズ™」をはじめ、その他の各発達障害特性、認知、社会適応行動、職業適性などをアセスメントのためのツールに関して職員が使用に精通し、川崎市における普及に関しての役割を担う。

また、外部研修への参加や書籍の購入、事例検討会・自主勉強会を実施し、対応していく。

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

発達障害者支援体制整備事業の研修開催や支援ツールの開発等のほか、ボランティアや学生実習生の受け入れ、自主グループ支援等を通して、一般市民や当事者家族、関係機関等への発達障害理解の促進や社会貢献を進めていく。

【施設目標】

発達障害のある本人や家族に丁寧に向き合い、利用者が安心して過ごせる日中活動や相談支援を提供する。また、将来にわたって地域で安心した生活が送れるよう関係機関と連携し、社会参加を支援する。

① 専門的相談体制の整備と人材育成

- ・北部域にて発達障害者支援センターと同程度の専門性の高い相談機能と人材を有することにより市全体の発達障害者支援力向上を図ることができる。
- ・医療相談体制の確保、発達障害への対応や問題理解のための外部研修会への参加、ペアレントメンター育成への関与

② 発達障害に特化した日中活動支援の提供と移行支援

- ・日中活動を通し利用者の状況を把握し、就労等に向けた土台の養成を丁寧に行うことにより、次のステップに移行し安定した定着が期待できる。
- ・安心してスキルアップできる活動提供、月 200 人程度の利用と年 5 人程度の移行

③ 経営基盤の強化

- ・社会生活の基礎的なスキルをじっくりと身に着けることができる発達障害者にとって必要不可欠なサービスを持続的に提供することができる。
- ・法人本部と連携しての予算交渉、事業の費用対効果検討

④ 情報セキュリティの強化

- ・個人情報をはじめとした大切な情報資産の収集、管理、利用、公開、破棄などについて徹底し、信頼できる支援組織としての社会的責務を果たす。
- ・情報セキュリティ管理者（仮称）の配置、所内機器等 OS の最新化定期点検

⑤ 地域における公益的な取り組み

- ・地域住民や各種団体の発達障害への深い理解を促進することができ、将来または身近な地域での支援者養成と実践の場を提供することができる。
- ・市民講座等の研修開催と講師派遣、実習生・ボランティアの受入

【事業計画】

1. 相談支援事業（3 階相談室利用）

発達相談支援センターの北部域分室として、多摩区・麻生区の 15 歳以上の発達障害児者、その家族、関係機関からの相談を丁寧に実施していく。

ケースワーカー・心理・医師がチームとなり、また発達相談支援センターと連携して一体的、弾力的な相談体制により実施する。特に医療相談に関しては、両センターの最も適切な医師の医療相談を受けることができるよう弾力的な医療相談体制により実施していく。

内 容	計 画
個別相談	新規 60 人、継続 120 人（来所相談に至ったケースのみ）

2. 日中活動支援事業（1 階日中活動スペース利用）

相談支援と並行して、市内在住の所属のない 18 歳以上の発達障害者を対象に、1 階の日中活動スペースを個別活動、集団プログラム、くつろぎなどの目的別にパーティション等で分け、利用者へのわかりやすさに配慮してプログラムを実施する。アンケートの実施などによりプログラム内容を精査し、利用者満足度を高める。

また、北部リハビリテーションセンターのお祭りに出店するほか、地域のボランティア

アや将来福祉職を目指す学生実習生の受け入れなどにより、さらに地域との連携や発達障害者との交流、発達障害理解の推進に寄与する。

内容	計画
利用登録者	新規 5 人、継続 25 人、移行 5 人
利用延べ人数	2,400 人

プログラム	内 容
農 園	市民農園を借り、種植えから収穫までの作業を実施（週 1 回）。雨天の場合には、雨プログラムとしてリラクسسストレッチを実施。
調 理	食育を意識し、レシピ作りのミーティング（月 1 回）から、実際の調理と参加者による食事会（月 1 回）を実施。その応用編として、お菓子づくりや家でも簡単に実践ができるための軽食づくりも実施。
外 出	余暇スキル・社会生活スキルの獲得を目的に、企画ミーティング、準備ミーティング、それらを基にした実際の外出を 3 回ワンセットで実施（年 4 回）。
CES・健康教育・心理教育	社会生活に必要なコミュニケーションスキルの獲得や発達障害の理解を深めること等を目的に講師を招き実施（月 4 回）。
レクリエーション	余暇スキル等の獲得を目的に、講師が簡単なゲームなどでリードしての小集団活動を実施（月 1 回）。
ア ー ト	講師の指導による芸術・制作活動を通しての小集団活動を実施（月 1 回）。
卓球・ビリヤード	体育館の予約が困難なため、日中活動スペースでの卓球やビリヤード台を利用しての身体を動かす機会を提供（月 3～4 回）。
カードゲーム	カードゲームを通して、余暇スキルやコミュニケーションスキルを高めることを目的に実施（月 1 回）。
フ リ ー	特別なプログラムを設けず、スタッフは介在するが、その時集まった利用者でゲームなどのやることを決めて活動（月 8 回程度）。
個別活動	まだ集団に入ることが難しい利用者に、相談の延長として担当者と個別でのゲームなどの活動を提供（随時）。
報告書作り	日中活動の様子の振り返りと広報、文書作成スキルの向上などを目的に、利用者による活動報告書を作成（月 1 回）。

3. 普及啓発事業

発達相談支援センターと協働し、幼稚園・保育所の先生向け「川崎市発達相談支援コーディネーター養成研修」、「発達相談支援コーディネータープラスワン研修」、市内相談支援従事者向け「発達障害対応力向上研修」、市民向け「市民講座」などの研修会を開催し、発達障害の普及啓発を図る。

その他、随時各種団体の研修会への講師派遣を実施する。

4. 職員体制

所長、嘱託医、ケースワーカー、臨床心理士 計 7 人（兼務を除く）

5. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

各種研修開催、ボランティアや学生実習生の受け入れ等により社会貢献を進めていく。

横浜東部就労支援センター

【施設目標】

① 地域生活支援ニーズへの対応

支援の質と量を確保するため柔軟に支援体制を構築する。そのため、引き続き新規相談の受付方法や担当制の見直しなどに取り組む。

② 職場定着支援体制の構築

本人と企業への支援がさらに効果的に行えるよう、担当制の見直しや定期的な定着支援の実施に努める。

③ 新規ニーズへの対応

新規ニーズを広く受け止め、社会資源の活用や、関係機関との連携を柔軟に行ないながら総合的・包括的に対応していく。特に区福祉保健センターなどの関係機関との連携強化に取り組む。

④ 「ガイドライン」に基づく実践とあり方検討の継続

「運営ガイドライン」のモニタリングと、新たな地域課題の発見と取組について就労支援センター連絡会で継続審議する。

⑤ 就労支援の専門性を持つ一次相談支援機関としての役割遂行

自立支援協議会での活動を通じ地域相談支援体制の構築に参画すると共に、「横浜市障害者就労支援センター運営ガイドライン」に沿い一次相談支援機関の役割を遂行する。

⑥ 人材の育成

定期的な支援状況の確認や支援内容、支援方針の検討を行う場を設定するなどして、スーパーバイズ体制を強化し、効果的・効率的な人材育成を推進する。

⑦ 経営基盤の強化

経営基盤の強化に向け、効率的運営に努めるとともに、他の就労支援センターとの連携により市に対して必要な予算要求を行う。

⑧ 地域における公益的な取り組み

当センター登録者以外の神奈川区・鶴見区に在住する障害を持つ就労者に対して、関係機関とも連携しながら、余暇活動や啓発活動への参加について働きかける。

⑨ 情報セキュリティ強化に向けた取り組み

法人全体で検討した結果を事業所の対応に反映させる。特に個人情報の保管管理や保管期間を過ぎた個人情報の廃棄などについて取り扱いをさらに徹底する。

【事業計画】

1. 支援対象者数・相談支援件数数値目標

(1) 登録者・就労者数等

	人数(H31年度)
新規登録者	70 (50)
継続利用者	300 (190)
新規就労者	30 (10)
継続就労者	200 (150)

(2) 相談支援件数

相談支援内容	件 数 (H31 年度)
就職に向けた支援	2,000 (1,100)
職場定着に向けた相談・支援	3,000 (2,200)
日常生活・社会生活に関する相談・支援	50 (30)
就業と生活の両面にわたる相談・支援	100 (200)
合 計	5,150 (3,530)

2. 事業内容

障害の種別を問わず一人一人の意向を尊重した就労の場の確保と職場への定着の支援ならびに地域生活支援体制を構築し、利用者とともに就業生活上の課題に取り組む。

(1) 相談

- ・利用者、家族に対し、進路・就労に関する相談活動を行う。
- ・関係機関や学校に対して、コンサルテーションを行う。企業の雇い入れ相談に応じる。

(2) 就職に向けた支援

- ① 適性把握
- ② 求職登録・求職活動の支援
- ③ 利用者の意向を尊重した職場の開拓・確保
- ④ 職場実習・就労準備実習に際し、利用者への助言・指導、企業等への助言。

(3) 職場定着支援

- ・職場訪問等を通して利用者・企業に対する支援を行う。

(4) 離職・転職支援

- ・利用者の離職・転職の意向に応じて支援を行う。

(5) 関係機関との連携・協働

- ・横浜市、神奈川労働局、区福祉保健センター、医療機関、学校、相談支援機関等の関係機関と十分に連携し、効果的に事業を運営する。

(6) 啓発活動：障害者の就労に関する啓発活動を行う。

- ・本人・家族を対象とした労働関係法規に関係する勉強会・相談会を継続する。
- ・ニュースレターを通じて、本人及び地域の支援機関へ情報発信や啓発を行なう。

3. 職員体制

センター長、ソーシャルワーカーの常勤・非常勤職員 計 6 人。

4. 社会貢献（地域における公益的な取り組み）

就労関係の勉強会の講師派遣依頼等に対応する。

川崎南部就労援助センター

【施設目標】

① 就労援助センター職員の人材育成

先輩職員によるＯＪＴと研修への参加を中心として、より困難なケースに対応出来るようにし、川崎市と３就労援助センターで勉強会を企画実施し、就労支援技術の向上を目指す。

② 就労援助センター機能の変化に対応する体制整備

就労者の増加に伴い定着支援者数も今後増え続けることから、川崎市が進める定着支援方法であるk-step（体調管理シート）及びパターンランゲージ（職場環境整備）の定着支援ツールを活用し、受け入れ企業等も含めた定着支援体制を整える。

③ 求職相談者の安定的確保に向けた取り組み

すぐに就職することが困難な利用者に対応するべく、「ステップアップ実習」「職場体験実習」「就労体験」等を積極的に活用し、就労予備群の育成を目指す。

④ 新たな就労支援層への啓発

南部地区ネットワーク会議、自立支援協議会、就職サポート説明会を通じて、就労移行支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者就労市場の活性化を促す。

⑤ 経営基盤の強化

安定的な業務執行のため、川崎市への予算要求に合わせて就労援助センター内の業務の見直しをし、支出の削減に努める。

⑥ セキュリティの強化

令和３年３月に新設される複合福祉施設への事務所移転に向け、情報資産の棚卸と安全なネットワーク環境の整備を行う。

【事業計画】

1. 就労支援目標

(1) 相談者数

	人数 (H31 年度)
新規登録者	100 (90)
継続利用者	480 (450)
新規就労者	60 (60)
継続就労者	360 (330)

(2) 登録者に対する支援

支援内容	件数 (H31 年度)
就労に向けた相談支援	2,800 (2,600)
職場定着に向けた相談支援	3,800 (3,600)
生活支援に向けた相談支援	
就業と生活両方の相談支援	
合 計	6,600 (6,200)

2. 事業内容

(1) 就労相談

発達障害、高次脳機能障害、難病など多様化する相談に柔軟に応じ、地域に向けて幅広く就労相談の機会を設け、社会資源につながっていない層への支援に取り組む。

(2) 求職支援

- ・本人の希望や課題を丁寧にアセスメントし、必要に応じて地域の福祉サービスにつなげるなど、就労準備に向けた支援を行う。
- ・職場体験実習事業などを利用し、就労までに準備が必要な方への支援を丁寧に行う。行政や企業と連携し、長時間勤務が困難な障害者に対しては、引き続き短時間雇用の機会を提供していく。

(3) 定着支援

- ・就労者の職場訪問や定期面談を通じて現状の把握と問題の整理を行い、必要な支援を的確に行う。
- ・k-step(体調管理シート)、パターンランゲージ(職場環境整備)などの定着支援ツールを活用する。
- ・特別支援学校の卒業生の定着支援については、卒業後3年を目途に、学校と連携して切れ目のない支援を目指す。
- ・事業所内で就労者対象のプログラムを定期開催する

(4) 関係機関との連携

- ・川崎市や地域関係機関と連携・協力しながら、就労支援の中心的役割を担い、コーディネート会議開催など、ネットワーク体制の強化に努め、人材育成などの取り組みを行う。
- ・地域の事業所との連携を深め、就労体験の機会を提供し、就労につなげる役割を積極的に果たす。

3. 職員体制

所長、ワーカー・臨床心理士の常勤・非常勤職員 計7人

4. 社会貢献

実習や見学などの受け入れ、就労関係講座への講師派遣などを行う。